

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

【公告】

- 土地改良事業の工事完了

【企業局】

- 浄水ケーキの販売代金の収納事務の委託
- 随意契約の相手方の決定

指導監査室

健康推進課

会計課

耕地課

総務企画課

”

目次

担当課（室）

令和3年4月16日 岡山県公報 第12286号

◎岡山県告示第二百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年四月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こだま園短期入所事業所

2 所在地

井原市高屋町四二七五番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人こだま園

2 主たる事務所の所在地

井原市高屋町四二七五番地一

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇二四四

五 サービスの種類

短期入所

◎岡山県告示第二百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

医療法人のぞみ会のぞみクリニック

倉敷市玉島乙島七一二五―三

令和三年四月一日

みどり薬局

総社市総社二―一四―四

令和三年四月一日

令和3年4月16日 岡山県公報 第12286号

◎岡山県告示第二百五十九号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、令和三年三月三十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和三年四月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

真庭市久世二九二七―二	所在地	売りさばき人
晴れの国岡山農業協 同組合真庭出張所 所長 富田 勝美	名称及び代表者 の氏名	
真庭市久世二九二七―二		売りさばき場所

令和3年4月16日 岡山県公報 第12286号

〔一五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

令和三年四月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区6条2	農業用排水施設	令和三・三・一七
〃	北七区8条	〃	令和三・三・一
〃	北七区支線29号	〃	令和三・三・一二

◎岡山県企業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケークの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年四月十六日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

一 委託した事務の内容

浄水ケークの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の住所及び名称

倉敷市真備町市場二八七二一七

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二一三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

令和3年4月16日 岡山県公報 第12286号

◎岡山県企業局公告第二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契
約の相手方を決定した。

令和三年四月十六日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

一 特定役務の名称

水島中央監視制御設備保守点検委託

二 契約期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 契約の相手方を決定した日

令和三年三月二十二日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 中国支社

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

三二、六七〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、九七〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため